

禁煙、喫煙防止等の取り組みを求める請願

住所

請願人 行政を考える住民の会

事務局

宮崎邦彦

1 請願の経過、理由と趣旨

- 1 タバコの害については、これまで、数多く明らかにされてきた。
- 2 5月31日は、世界禁煙デーである。
- 3 名古屋高裁管内全裁判所禁煙に、7月1日から（資料1）、（改正健康増進法により、喫煙の規制）ということである。
- 4 勤務時間内の喫煙防止に、熊本市、7月から「違反回数が多ければ懲戒処分も検討」（資料2）ということである。
- 5 （名古屋市および）、愛知県内の学校は敷地内禁煙である。
これまで、敷地内禁煙になった後に、愛知県内の学校において、敷地内に喫煙場所があったり、勤務時間中、敷地外での喫煙が目撃されたり、してきました。たばこ依存症といえる教職員がいることは、明らかである。
- 6 健康と、禁煙教育ということからも、教職員の禁煙が求められことは明らかである。

2 請願事項

- 1 教育委員会、学校長は、たばこ依存症といえる教職員には、禁煙のため「禁煙外来・禁煙のための治療を行っている機関」に行くことを求めるとともに、そのための予算措置、勤務時間等配慮をする事。
- 2 たばこ依存症（時々喫煙をするという教職員）でなくとも、禁煙のために「禁煙外来」に行くことを申し出た教職員には、健康診断の検診等と同じような配慮をする事。
- 3 教育委員会、学校長は、教職員に再度、敷地内の禁煙および、「勤務時間中」の、禁煙を求めること。

添付資料 資料1 朝日新聞 2019年5月23日

資料2 YAHOO! ニュース

